

林地台帳の検討状況

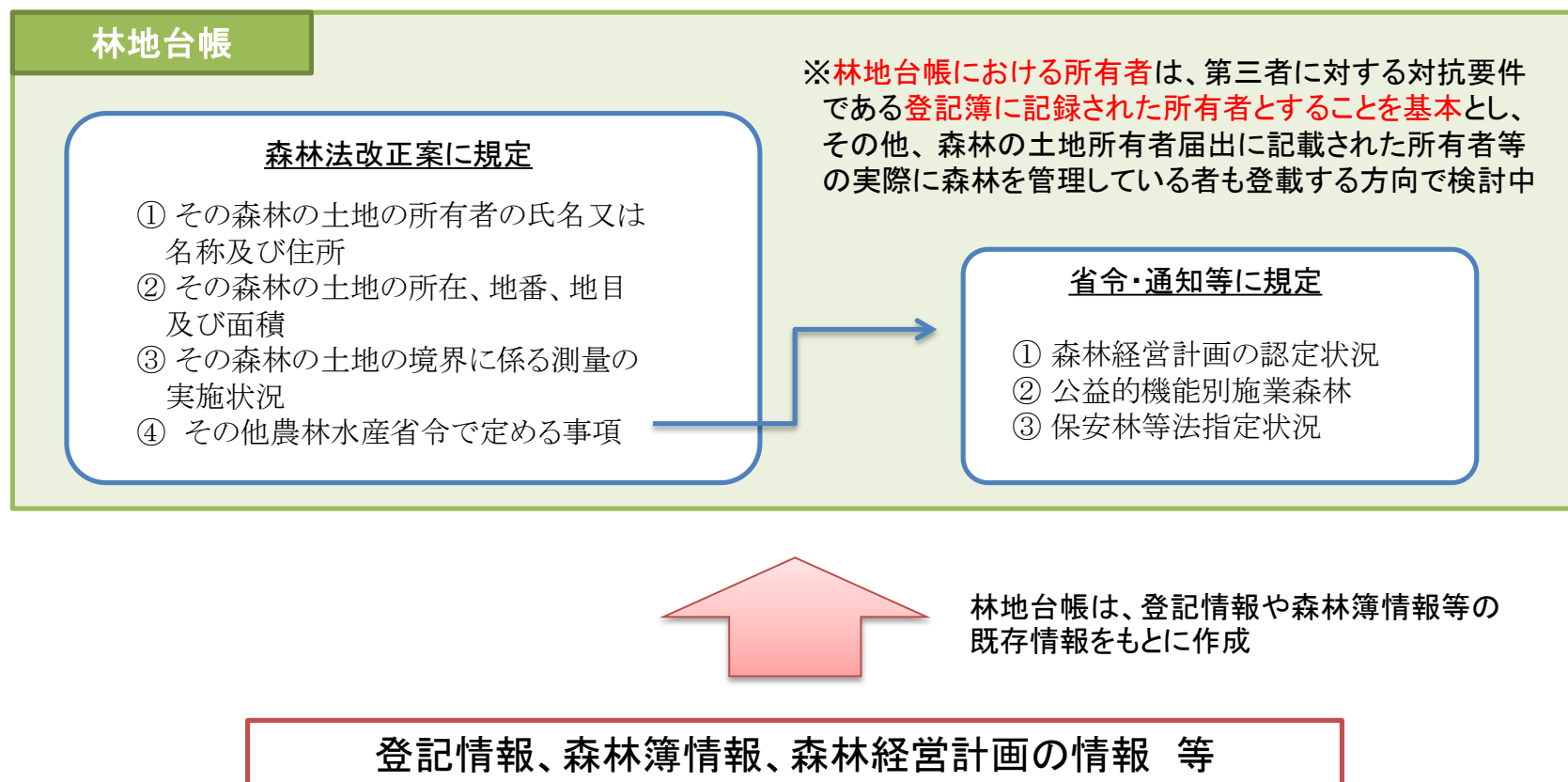
※本資料は、現時点での検討状況を基に作成したものであり、今後、事務レベルの検討会等を経て成案を得ることとしています。

平成28年4月

林野庁計画課

1-1 林地台帳の記載事項 ①

- 林地台帳には、**森林法改正案に規定されているものに加え**、市町村の**森林行政事務の円滑化**や、森林の**施業集約化の効率化に資する情報**を記載(省令、通知で規定)。
- 追加的な情報としては、**森林経営計画の認定状況**、**保安林等法指定状況**等を想定。(これらはすでに市町村や都道府県が有している情報。)



1-2 林地台帳の記載事項 ②

＜林地台帳の記載事項(案)及びその元となる情報＞

記載事項	所在	地番	地目	面積 (ha)	林小班	登記簿上の所有者			現に所有している者、所有者とみなされる者				
						氏名・名称	住所	持分割合	氏名・名称	住所	持分割合	記載事由	届出年月日 記載年月日
元となる情報	登記情報				森林簿情報	登記情報			森林の土地所有者届出、森林簿情報 等				

境界に係る測量の実施状況				経営の委託を受けた者		森林経営計画の認定状況			公益的機能別施業森林		保安林等法指定状況	
地籍調査		境界の確定に資する測量		氏名・名称	住所	認定の有無	認定者の種類	認定年月	区分	施業方法	保安林	その他制限林
済・未済	実施年月日	済・未済	実施年									
登記所備え付け地図等		事業実績等		森林経営計画の認定の情報等					森林簿情報			

※背景が灰色は法に定める事項、その他は政省令や通知で定めることを想定している事項

1-3 林地台帳に付帯する森林の土地の地図

- 市町村は、森林の土地に関する情報の活用促進のため、**林地台帳に付帯する地図**を作成。
- 地図は、**地籍図と森林計画図**(都道府県が森林計画作成のために整備している地図)の活用が可能。
- 地図整備の具体的な作業は、地域森林計画の区域を定める都道府県の全面的な協力を得て行うことを検討。

1-4 林地台帳及び地図の公表・情報提供

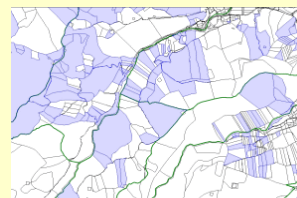
- 市町村は、森林の土地に関する情報の活用促進を図るため、**林地台帳に記載された事項**(公表することにより**個人の権利利益を害するもの等を除く**)及び**地図を公表**。
- **公表**は、市町村の事務所等の**窓口での閲覧**を想定。
- 林地台帳の記載項目のうち、
 - (1) 所有者の氏名・住所は公表しない
 - (2) 以下の場合に限り、氏名・住所を含めた林地台帳の情報を提供する方向で検討中。
 - ・ 所有者本人が、自己所有森林を確認する場合や境界確認のために隣接の所有者を確認する場合
 - ・ 森林組合や林業事業体等の担い手が、施業集約化や間伐の実施等のための働きかけを行う場合

【林地台帳】

- ・ 所有者の情報(氏名、住所)
- ・ 土地の地番、地目、面積
- ・ 測量の実施状況
- ・ 森林経営計画認定状況 等

対象を限って
情報提供

【地図】

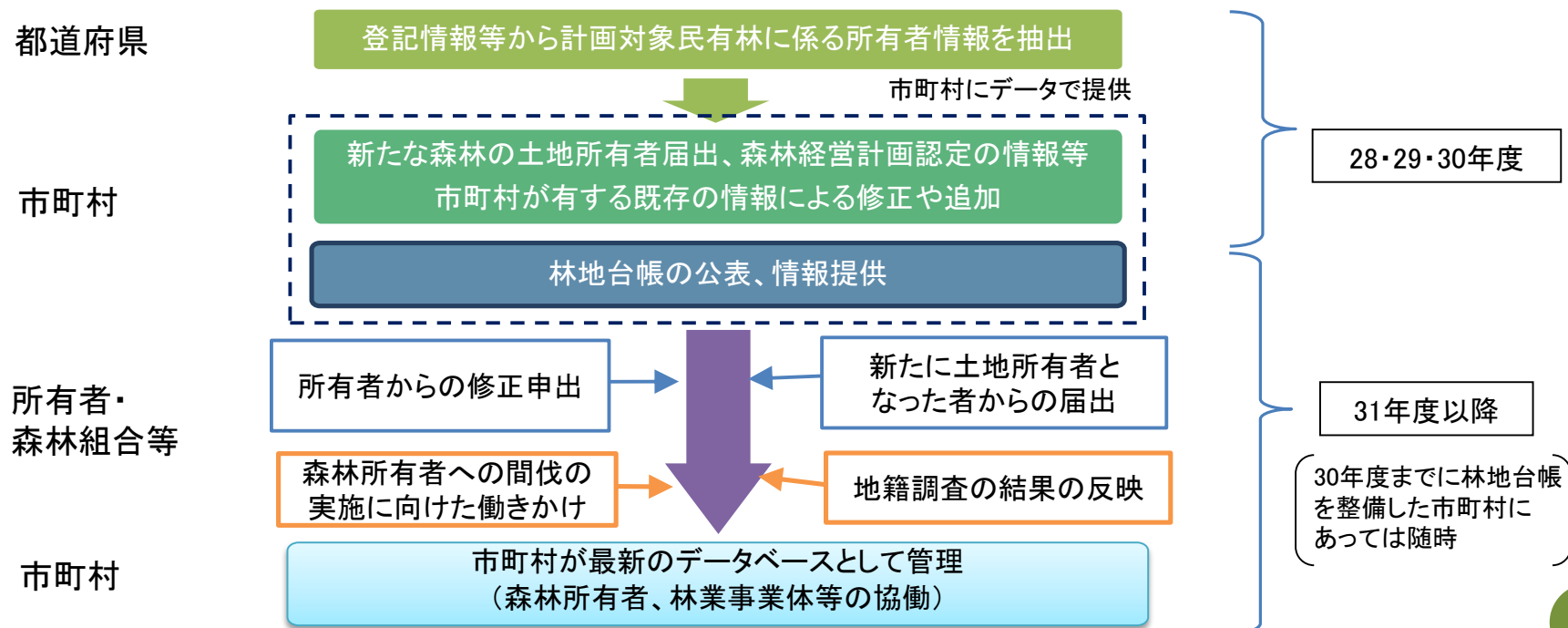


市町村の事務所
等に備え付けて
公衆に閲覧

2. 林地台帳の作成及び管理

2-1 林地台帳作成及び管理の流れ・役割分担

- 林地台帳は、地域森林計画対象森林について都道府県が作成している**森林簿や森林計画図と、登記情報等**を用いて作成する必要。整備にあたっては、**都道府県の支援の下、市町村が作成**することを想定。
- 具体的な整備の流れは、
 - ① **都道府県が、登記情報等**から計画対象民有林に係る所有者情報の抽出や地図の作成を行い、**順次、市町村に林地台帳のベースとなるデータを提供**。
 - ② **市町村は**、都道府県から提供を受けたデータベースについて、森林の土地所有者届出や森林経営計画認定の情報等の**市町村が有する既存の情報**を活用して**修正や追加**を行い、林地台帳を作成。
 - ③ 整備後は、林地台帳の情報の一部を公表するとともに、所有者や林業事業体等へ情報提供。
 - ④ 林地台帳の公表後は、森林の土地所有者届出や所有者からの修正申し出等により、徐々に精度を向上。

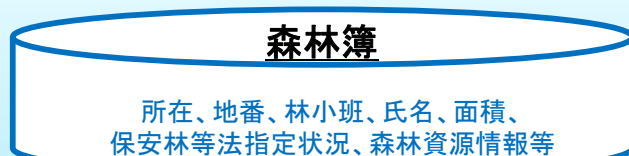


2-2 林地台帳の作成方法

○ 林地台帳の作成は、都道府県の協力のもと、下記の手順を標準として実施。

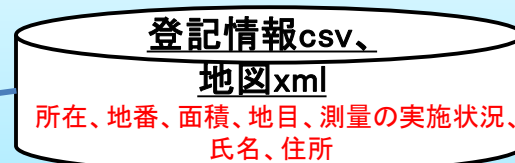
<林地台帳の整備手順>

都道府県



5条森林の地番抽出

法務局 等

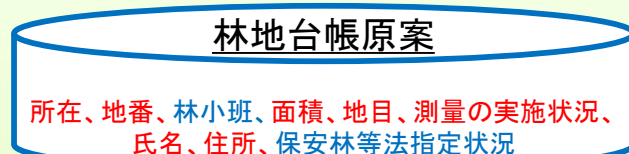


5条森林に係る登記情報の抽出

登記情報及び地図の
電子データの入手

提供

市町村



市町村の有する情報をもとにデータを入力、
修正

森林の土地所有者届出

所在、地番、氏名、住所

森林経営計画

所在、地番、林小班、氏名

など

林地台帳(案)

所在、地番、林小班、面積、地目、測量の実施状況、氏名、
住所、保安林等法指定状況、森林経営計画認定状況

2-3 林地台帳に付帯する森林の土地の地図の作成方法

- 地図は、**地籍図**と**森林計画図**(都道府県が森林計画作成のために整備している地図)の活用が可能。
- 都道府県や市町村によって、地籍図の活用の可否や、森林簿の地番情報等に大きな違いがあるため、以下を基本的な考え方として整備。
- **地籍図が活用できる場合**は、地籍図から森林区域を切り取り地図として作成し、**地籍図が活用できない場合**は、森林計画図に地番情報を加えた地図を作成し、林地台帳と対応。

区 分	作成手順
地籍図でおおむねカバーできる場合	・地籍図と森林計画図を重ね合わせ、地籍図から森林計画区域と重なる部分を切り取って地図を作成
地籍図のカバー率が低く地籍図の活用ができない場合	森林簿に地番情報を含む場合 ・森林簿情報をもとに、森林計画図の小班に地番情報を付与 森林簿に地番情報を含まない場合 ・公図、空中写真などを活用し、森林計画図の小班に地番情報を付与

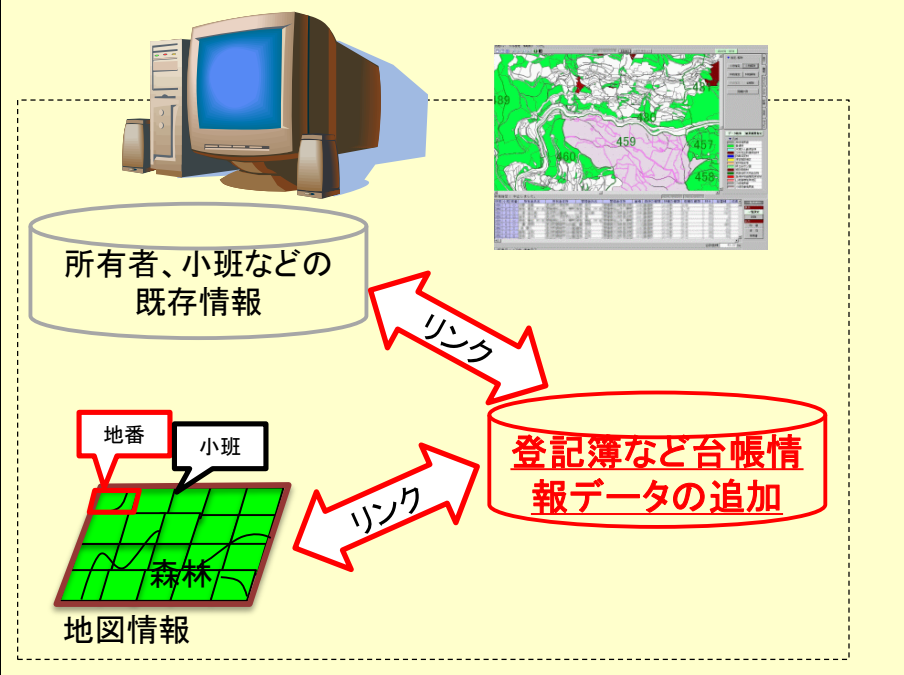
2-4 台帳情報・地図を管理するシステム

- 林地台帳及び地図について、**住民等への公表**や所有者・林業事業者等への**情報提供**、所有者からの修正の申出等による**情報の更新**等を効率的に行うことができる**システムの活用も想定**。
- 林地台帳及び地図を管理するシステムは、現在、約800の市町村で導入されている**森林GISの活用が可能**。
- 台帳管理に森林GISを活用する場合は、導入済またはこれから導入する森林GISへ、**林地台帳情報の追加や検索・修正等の管理機能を付与**することが必要。
- 森林GISのほかに、**簡易な台帳管理システムを導入**し、活用することも可能。

※森林GISとは、帳簿情報(所有者、林小班、地番など)と地図情報を一元管理するシステム。

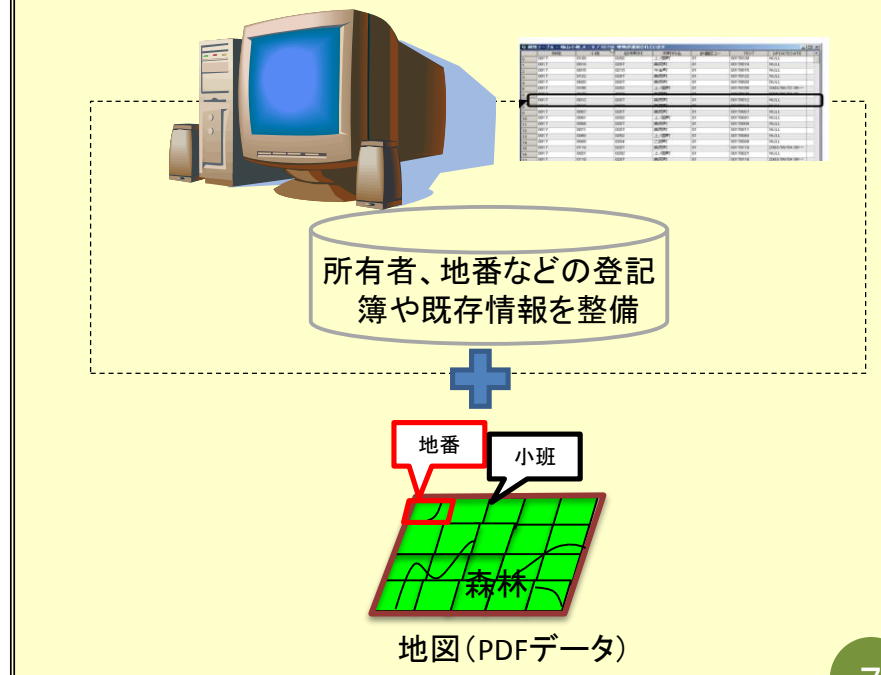
【森林GISを導入済もしくはこれから導入する市町村】

森林GISシステム機能拡充



【森林GISを導入せず台帳と図面を管理する市町村】

林地台帳管理支援ソフト（仮称）の導入



3. その他

3-1 国の支援策や地方財政措置について

- 所有者・境界不明の問題解決を一步でも進めるため、**市町村等のデータ整備**及び**民間事業体が行う所有者・境界明確化活動**に対し、林野庁においては**以下の支援策**を実施。
- また、平成28年度の地方財政措置においても、『林地台帳の整備』『所有者境界の明確化活動の推進』『担い手の確保』として、**新たな地方財政措置**が講じられるところ。

1 国の支援策

○ 森林整備地域活動支援交付金……

不在村森林所有者情報の取得、森林所有者合意形成活動、境界の明確化活動への支援。（市町村を通じ森林組合等への支援）

○ 市町村森林所有者情報整備事業……

市町村が行う所有者情報管理に対応する森林GIS整備等への支援（市町村へ支援）

○ 地域森林計画編成事業……

都道府県の森林GISにおける森林空間データの整備等への支援（都道府県へ支援）

このほか 森林情報高度利活用技術開発事業として、航空レーザーで取得した森林情報等のICTによる情報共有（クラウド化）の実証やシステムの標準化を支援（林野庁が実施）

2 地方財政措置

平成28年度の総務省の地方財政計画における重点課題対応「森林吸収源対策等の推進」として以下の措置。

- 林地台帳の整備の推進……森林整備に必要な基礎情報を林地台帳として整備
- 森林所有者の確定、境界の明確化、施業の集約化の促進
- 林業の担い手対策……
 - ・新規に就業しようとする若者等に対する研修、定住促進
 - ・就業者へのキャリアアップ研修や福利厚生の実施

など